

北方領土問題審議会		
報告年月日	15. 8. 12	
1 収入総額	1,399,820	
前年繰越額	476,820	
本年収入額	923,000	
2 支出総額	1,399,023	
3 本年収入の内訳		
個人の労費・会費(15人)	150,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	773,000	
機械紙誌発行事業	773,000	
4 支出の内訳		
経常経費	1,399,023	
人件費	700,000	
光熱水費	36,000	
備品・消耗品費	70,023	
事務所費	593,000	
民族派政治団体大國皇志塾		
報告年月日	15. 7. 18	
1 収入総額	0	
2 支出総額	0	
立行社同志會		
報告年月日	15. 7. 31	
1 収入総額	47,040,859	
前年繰越額	44,580,859	
本年収入額	2,460,000	
2 支出総額	6,950,000	
3 本年収入の内訳		
個人の労費・会費(7人)	840,000	
寄附	120,000	
個人分	120,000	
借入金	1,500,000	
山口 信明	1,500,000	
4 支出の内訳		
経常経費	2,350,000	
光熱水費	300,000	
備品・消耗品費	250,000	
事務所費	1,800,000	
政治活動費	4,600,000	
組織活動費	4,600,000	
寄附の内訳		
(個人分)		
年間五万円以下のもの	120,000	
6 資産等の内訳(借入金)		
山口 信明	46,500,000	
三木佳代子	2,300,000	
米野 和子	520,000	
山崎 梢	300,000	

○外務省告示第四百九十三号  
 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約の第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、同修正は平成十六年一月一日に効力を生じ、平成十六年一月一日以降の国際出願日を有する国際出願に適用する。ただし、15. 4 及び手数料表の修正に関し、平成十六年一月一日以前に提出された平成十六年一月一日以降に国際出願日が認められたものについてはなお従前の規定を適用する。

また、53. 2、53. 4、53. 7、60. 1、61. 2 及び61. 1(c)の削除は平成十六年一月一日以降に国際予備審査の請求がされたものについて、70. 16 の修正は平成十六年一月一日以降に発行する国際予備審査報告書について、94. 1(c)の規定は平成十六年一月一日以降に行われる国際予備審査報告書の写しの提供について、それぞれ適用する。(平成十五年二月十四日付け世界的所有権機関事務局局長回章及び平成十五年十月一日付け世界的所有権機関事務局局長回章)  
 平成十五年十二月二十一日

外務大臣 川口 順子

4. 11 (ii) 第四十三条又は第四十四条が適用される指定国において、その国を指定することによって得られる全ての種類の保護を求め旨の表示  
 (iii) 第四十五条(1)が適用される指定国において広域特許を求め旨及び、第四十五条(2)が適用される場合を除き、国内特許を求め旨の表示  
 (a) (i) の規定にかかわらず、二十二年十月一日において、締約国の国内法令が、当該国の指定及び当該国で効力を有する先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願により、当該先の国内出願が取下げと同一の効果をもつて消滅することを定めている場合には、当該指定官庁が当該国の指定に關してこの規定が適用される旨を二十二年一月一日までに国際事務局に通告することを条件として、当該国内法令が上記の規定を有する間、全ての願書は当該国を指定しない旨の表示を伴うことができる。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

4. 11 (c) 削除  
 5 4. 11 (c) を次のように改める。  
 先の調査、継続出願若しくは一部継続出願又は原出願若しくは原特許の表示  
 (a) いずれかの出願について  
 (i) 国際調査若しくは国際型調査が第十五条(5)の規定に基づいて既に請求されている場合、  
 (ii) 出願人が国際調査機関に対し国際調査報告の全部若しくは一部を国際出願の管轄国際調査機関である国内官庁若しくは政府機関により行われた調査(国際調査又は国際型調査を除く。)の結果に基づいて作成することを希望する場合、  
 (iii) 出願人が、49. 2. 1 (a)若しくは(b)の規定により、国際出願がいずれかの指定国において追加特許、追加証、追加発明者証若しくは追加実用証を求めの出願として取り扱われることを希望する旨の記載をする場合、又は、

九 4. 14 を削る。  
 八 4. 13 を削る。  
 七 4. 12 を削る。  
 六 4. 12 を削る。  
 五 12. 3 (e) を次のように改める。  
 (e) 受理官庁は、(a)に規定する期間の満了後の翻訳文の提出については、手数料表一に掲げる三十枚を超える国際出願の用紙一枚ごとの料金を考慮に入れない国際出願手数料の二十五パーセントに等しい遅延提出手数料の受理官庁への支払を条件とすることができる。  
 四 12. 4 (e) を次のように改める。  
 (e) 受理官庁は、(a)に規定する期間の満了後の翻訳文の提出については、手数料表一に掲げる三十枚を超える国際出願の用紙一枚ごとの料金を考慮に入れない国際出願手数料の二十五パーセントに等しい遅延提出手数料の受理官庁への支払を条件とすることができる。  
 三 11 第十五規則の表題を次のように改める。  
 第十五規則 国際出願手数料  
 二 15. 1 を次のように改める。  
 15. 1 国際出願手数料  
 15. 1 各国際出願については、国際事務局のための手数料、国際出願手数料を支払わなければならない。国際出願手数料は、受理官庁が徴収する。